

EFSAとのさらなる連携強化を目指して

平成21(2009)年12月、食品安全委員会は、欧州食品安全機関(EFSA:注1)とのさらなる連携強化を目指すため、「技術的データの収集、解析及び共有」と「データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有」を主な内容とする協力文書を締結しました。

食品安全委員会では、これまでもEFSAとの間で、最新情報の交換や双方の専門家の招へいなど、密接な関係づくりに努めてきました。これに加え、平成20年4月に開催された第17回日・EU定期首脳協議(注2)において「食品安全に関する情報の相互交換を強化する可能性につき検討する」(共同声明別添文書「消費者の安全・安心に関する日・EU協力」)とされたことも踏まえて、今回、協力文書を締結することとなったものです。今後は、本協力文書に基づき定期会合を開催するなど、リスク評価の手法・個別の課題についての情報交換・意見交換等を行い、これまで以上の連携強化を図っていきます。

左:見上彪食品安全委員会 委員長代理
右:ランネルEFSA長官



協力文書の概要

1. 目的と性質

本協力文書の目的は、法律に規定される各々の機関の任務の範囲に応じて、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有面での食品安全委員会とEFSA間の科学的協力と対話を追認することにある。本協力文書には、いかなる法的義務も含まれない。

2. 項目

食品安全委員会とEFSAは次の項目について関連法規に従い相互に支援・協力する。

- (a) 上記1の領域における技術的データの収集、解析及び共有
- (b) データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有

3. 取決めの内容

食品安全委員会とEFSAはそれぞれ連絡窓口を定め、これを相手側に通知する。

協力の進展を総括するため定期的に評価会合を行う。

4. 秘密の取扱い規定

- (1) 食品安全委員会は行政機関の保有する情報の公開に関する法律、国家公務員法及びその他関係法の対象となる秘密情報を本協力文書に従ってEFSAに提供することを要しない。

- (2) EFSAはEC規則1049/2001第4.1条、第4.2条、EC規則178/2002第39.1条及びその他関係法の対象となる秘密情報を本協力文書に従って食品安全委員会に提供することを要しない。

5. 協力期間

本協力文書に記載されている協力関係は、食品安全委員会とEFSAの代表者がこの文書に署名した日から5年間継続する。その後はいずれか一方が他方に対し、有効期限満了の6か月前までに協力終了の意図を書面で通知しない限り5年間延長される。

6. 終了

上記5項の規定にかかわらず、協力関係を継続できない特別な事情が発生した場合には、終了の意図を書面で相手側に通知することにより協力は終了する。

注1:欧州食品安全機関(EFSA:European Food Safety Authority):EFSAは、欧州委員会(EC:European Commission)から独立したリスク評価機関として2002年に設置され、食品の安全性に関して、欧州委員会等に科学的な助言を与える組織です。あらゆる食品に関わるリスクを評価の対象としています。

注2:日・EU定期首脳協議とは、日本の首相とEU側の現議長国首相及び欧州委員会委員長との間で原則として年1回開催される協議の枠組みです。

消費者庁との連携も始まっています

平成21年9月、消費者庁が発足しました。消費者庁は食品安全行政も含めて、各省庁がそれぞれ所管していた消費者に身近な法律を所管し、消費者行政を統一的・一元的に推進するための機関です。今後は、消費者行政の基本的政策に関する調整役として、リスク評価機関である食品安全委員会や、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省などの関係省庁との総合的な調整を行い、消費者の立場に立った食品安全行

政を行うことになっています。食品安全委員会はこれまで通り科学に基づく中立公正なリスク評価機関として、食品の安全について独立してリスク評価を行うとともに、科学的知見などの情報提供や消費者庁を含む関係省庁と緊密に連携したリスクコミュニケーションを行うなど、食品安全行政の一翼を担っていきます。